

令和7年

# 議会運営委員会記録

令和7年10月16日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和7年10月16日（木曜日）  
午前 9時30分 開会 午前 9時56分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	小 嶋 智 子 議員	副 議 長	待 鳥 美 光 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	議事課統括主査	須 田 直 樹
主 任	小 林 肇		

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について  
議員の通称使用について  
議員間討議について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

9月26日の議会運営委員会において、先に協議することが決定した4つの項目について、順次提案会派から説明をお願いしたいと思います。

初めに、項目8番、議員の通称使用について、説明をお願いいたします。

無所属の会・維新、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 無所属の会・維新の鎌田泰春です。

通称使用に関する要綱等について資料を御用意させていただいておりますので、それに沿って順次進めさせていただきます。

まず、1枚目の地方議会における通称又は旧姓の使用に係る規定の策定状況になりますが、これは令和4年7月1日の時点での通称使用の状況になります。ここからさらに増えてきている状況であると御理解いただければと思います。

まず、埼玉県内ではさいたま市、加須市、本庄市、春日部市、狭山市、桶川市、八潮市、富士見市など、順次、旧姓もしくは通称使用というのが定められてきていると御理解いただければと思います。

続いて、それ以降については、各自治体におけるピックアップしたものになるのですが、通称使用の取扱規程並びに届出に関する要綱を出させていただいております。

加須市議会の議員通称名等の使用に関する取扱規程を御覧いただければと思います。

まず、第1条から第7条まで、趣旨や規定等が定められていますが、ほぼ全ての自治体で同様な形で、おおむね形式は同様かなと思います。

議論が必要な部分といたしましては、特に第2条の2の「前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる書類等については、通称名等を使用することができない。」として、通称名の使用ができない書類について定めています。こちらが自治体において異なる部分が幾つかあるところになります。

参考までに、後ろに八潮市も載せておりますので、そちらもちょっと見ていただければと思うんですが、八潮市においては、加須市と異なって使用に関する取扱規程の中で、通称名等使用できないものとしては、議員台帳を追加している状況になります。(1)のところですね。それ以外は、文言等は若干異なるところはあるのですが、内容等についてはほぼ同様の内容となっています。なので、加須市では、議員の台帳においては通称名等で使用でき

るんですが、八潮市では議員台帳において通称名では表記できないとなっていて、そこから辺で一定の議論があるべきかなと思っているところでもあります。

真ん中のほうにある、桶川市議会議員の身上及び通称名等使用の届出に関する要綱というところですが、こちらは実務上でどのような形で提出するかを定めたところになっています。定めていないところも実際にはあるんですけども、このように要綱を決定して書類の提出の仕方を細部まで詰めているところもあります。ここもどこまで定めるべきかについては皆さんで議論できればと思います。

これは、私は、特段、要綱等がなかったとしても、十分運用の範囲内で進めることは可能かなと思っていますが、このところで必要なか必要でないのかも併せて議論いただければと思います。

簡単ではございますが、一旦こちらの説明は以上となります。

○吉田武司委員長 次に、項目10番、議員間討議について。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田委員、お願いします。

○吉田武司委員 緑風会、吉田武司でございます。

議員間討議についてですけども、議員間討議は議会が市民に対して説明責任を果たすために重要で、単に賛否を表明するだけでなく、議員同士が意見を交わし、論点を明確にすることで、よりよい結論を導くことが求められています。これにより議会は、熟議を通じて市民のために最適な政策提案を行うことができます。

議会の多様性を生かし、意見の相違や対立を回避するための重要な手段で、議員同士が対話を通じて相互理解を深め、最終的な決断を下すプロセスは、民主主義の根幹を支えるもので、このように議員間討議は議会の機能を高め、市民に対する説明責任を果たすために不可欠だと思っています。

議会における審議の大部分が執行機関との質疑、答弁による議論に終始してしまっており、議決機関としての議会の意思決定に当たっての議員同士の意見交換や論点の抽出がほとんど行われていないということから、議員間討議が必要だと思っています。

また、この議員間討議については、議会基本条例ができたときにも、議員間討議を進めると平成22年のときに話が出ていると思うので、これを進めていければと思います、議員間討議を提案させていただきます。

説明は以上です。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

以上で提案説明は終了しました。

提案説明が終了しましたので、質問がある方ありますでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 まず、通称使用のほうで資料を配付していただきありがとうございます。

この最初の通称又は旧姓の使用に係る規定の策定状況ということで、これはどこの資料か教えていただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 出典については、下の部分で、令和4年度地方公共団体における共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況というところの出典になっています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 これを作った出典はどこなのか。私どものほうでも確認するのに、出典というか、この表そのものがどこから出てきたのかが分かれば大変助かります。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確認して御案内したいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 他の市の状況で要綱、取扱規程を頂いているのですが、先ほど取扱規程ははじめ扱いが違う、または、記載内容が若干違うということもあったので、どういうふうに今後整理されていく方向かだけ確認させていただければと思います。

○吉田武司委員長 この通称使用について、令和6年1月17日のときの改革議運で、通称使用は認める方向、取扱規程等については、会派に持ち帰って検討するというところまで進んでいたかなと思っています。そこで、今後どういうふうな進め方をするかということだと思わずけれども。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 おっしゃっていただいたとおり、現状は、通称使用を認める方向性ではあるのですが、取扱規程等については、例えば先ほど申し上げたとおり、使用することができない箇所とか、そういったところの詰めはまだできていない状況かなと考えております。

ですので、そこを一度議論していただいて、この通称使用できない箇所とか、あともしくは、そのほかにここは他市と変えなければいけないというところを挙げていただいて、その上で案を作成し、最終的には議決していただくような流れがよろしいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 当時、通称使用は認める方向と確認したときは、選挙時に届け出て使用した通称を使いたいという話だったと記憶していますので、その辺の扱いをどうするのか。

あと、最近の扱いとして、婚姻等による旧姓使用の扱いをどうするのか。あとは、届出の様式になるのかなど。

あと、どうしても法令等で戸籍名でなければならないものもあるということで、その辺の確認というのが必要なのかなと思います。

あと改選、一般選挙を通じて改選した場合、改選前に使っていたものがそのまま使えるのか、あるいは改めて提出するのかということもあるのかなとも思います。1回任期が切れるので、切れても当選した場合は従前によるのか、あるいは改めて届け出てもらいましょうとするのか

という課題があるのかなという疑問があったので、その辺も検討課題になってくるのかなと。

あと一般選挙後、どういう届出の仕方、認め方をするのかによりますけれども、一般選挙後、全員協議会をやって正式にスタートすると。従来は、その際、議長がいないので、事務局長名で招集されるので、その辺の改選で途切れたときの扱いを考えておいたほうがいいのかなと思いました。その辺も含めて御検討いただければ。

○吉田武司委員長 今回、提案説明を聞いていただいて、会派に持ち帰って1回話していただくので、そういう内容については、また次回のときにお願ひできればと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 1点ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど提案説明の中で、要綱等はつくらなくてもいいんじゃないかという発言があったかと思うんですけども、その点について確認させてください。

○伊藤妙子副委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 桶川市においては要綱を設置して、例えば第2条では、議員は、任期が開始した後速やかに云々というところがあって、実際の提出において、どのタイミングで提出すべきかとか、もしくは承認のプロセスとかが記載されています。

タイミング等において、あくまでも速やかにという記載があって、ここまでに提出しなければ認めないとか、もしくは結婚したタイミングで名前が変わるときとかもあると思いますので、そういった場合には、決定することが非常に難しいという現実的な問題もあります。

ですので、要綱を設置するというのも一つの案ではあるんですけども、あくまでも通称名等を使用することができない部分だけを決めておいて、そのほかは、運用は柔軟に対応していくというほうが、現実の通称名の使用の在り方に近い形になるのではないかなと思っています。

ですので、例えば御結婚されたタイミングで名称を変更したいとか、御離婚されたときとかも含めて柔軟に対応できるためには、要綱を設置するよりも、禁止規定、できないところだけを定めておくほうが柔軟であるということで、現状では必要ないと申し上げたところになります。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 今のに関連して、やはり通称というのは、当時、選挙で使用した通称を使いたいというのがスタートだったので、やはり通称とは何だということと、通称以外で旧姓なり何なりを認める場合にはどうするのかということはきちんと明示しておく必要があるし、届け出るということも、議会の中での活動において使わないということであれば、何も申請しなくてもいいわけで、使うとした場合にどうするかということなので、その辺も含めて十分検討していただければと思います。

○吉田武司委員長 先ほど冒頭で4項目という話をしたんですけれども、4項目が今回、議会改革の最初にやるテーマがもう決まっています、今回は2つのテーマの説明になりますので、2つのテーマの説明は終わりました。

菅原委員。

○菅原満委員 議員間討議を御説明いただいて、趣旨は理解しましたが、議会基本条例にも自由な討議ということもあるので、どういうふうにするかということの具体的な方策、要は委員会でやるとすれば、委員長が采配をしてやっていくとか、討議のやり方、あと発言時間、あまり1人が長い時間しゃべると、全体的にいろいろな方がしゃべりたくなるので、やはりきちんとした円滑な進行ができるようにということと、記録も取らなければいけないので、委員長等の負担があるのかなと思いますので、その辺も含めて御検討していただければ助かります。

○吉田武司委員長 議員間討議については、先進地等視察を行う予定と前回で決まっています。また、議員間討議を行うには、議会基本条例、委員会条例、また会議規則、要綱等の整備が必要だと前回のときにもなっていますので、その辺も進めながらできればと思うのですけれども、以前、和光市議会で、1回何かのときに全員で議員間討議のような形で一つの題材について話したことがあるかなと記憶しているので、取りあえず今後何かの難題とかには、こういう手法を用いてできればいいのかなとも思っています。これは皆さんと一緒に考えて進めていければと思いますので、よろしくをお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 それに関連して、他市の事例を見ると、議員間討議の決め事をつくりながら、試行的にやって、またいろいろ調整したという事例があるので、その辺も含めて御検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、項目8番、議員の通称使用、項目10番、議員間討議については、各会派に持ち帰っていただき、検討をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 会派に持ち帰って検討していただきたい内容のうち、特に持ち帰って検討していただきたい部分を改めてお伝えすると、第2条の第2項の部分で禁止規定がありますが、そこは他市でも異なっている状況ですので、これが何を禁止すべきかというところを皆さんにも検討していただきたいところであります。

また、要綱の部分で、要綱を定める必要性があるのかどうかについて、あるという場合もありますし、ないという場合もありますので、その部分を持ち帰って御検討いただければ、今後進めやすいかなと思います。よろしくをお願いいたします。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、会派に持ち帰っていただき検討をお願いいたします。

なお、今後の進め方としては、1回につき2項目について審議をすることとなっております。

まず初めに、項目8番、議員の通称使用についてと、項目10番、議員間討議についての2項目について、次回、11月12日に開催する議会運営委員会において質疑を行い、各会派から御意見を伺って協議することとしたいと思っておりますので、御検討、御準備のほどよろしくをお願いいたします。

また、11月12日には、3、4番目の項目26番の通年議会の導入について、項目31番の和光市議会議員政治倫理条例の見直しについても提案説明していただきますので、よろしくをお願いいたします。

議会改革については以上となります。

次に、次回の会議等の予定を確認します。

11月12日、水曜日、9時30分から議会運営委員会を開き、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてを議題とします。

御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

鎌田委員。

○**鎌田泰春委員** 今回の議会改革に関わらないところではあるのですが、前回の定例会におきまして、予算決算常任委員長報告の私の部分、十分に対応できていなかったところを御指摘いただいているところがありますので、そこについてはしっかりと反省を示して、次はしっかりと修正できるように努めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○**吉田武司委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前 9時56分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司